

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収 指 定 番 号			
宛 名 番 号			
担 連	所 属		
当 絡	氏 名		
者 先	電 話	(内線)	

(宛先) 沼津市長	令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 〒	フリガナ	氏名又は名称	個人番号 又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	
給 与 所 得 者		フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
		氏 名					1. 退 職 2. 転 職 3. 休 職・長 欠 4. 死 亡 5. 支 払 少 額・不 定 期 6. 合 併・解 散 7. そ の 他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
		生 年 月 日		月 月 日	月 月 日	年 月 日		
		個 人 番 号		月 月 日	月 月 日	年 月 日		
		受 給 者 番 号						
		1 月 1 日 現 在 の 住 所						
		異 動 後 の 住 所						

1. 特別徴収継続の場合							
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規	法人番号	所在地 〒	所 属	担 当 者 連 絡 先	電 話
	所 在 地						
	フリガナ						
	氏名又は名称						
							新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
							受 給 者 番 号
							納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
							右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は	
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合				市 区 町 村 記 入 欄
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)を下回るため	
			3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号 沼津市役所財務部市民税課

御注意
 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 3 「転勤、再就職等」により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 4 「ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
 新勤務先では最下段の事項を記載し、「1月1日現在の住所(課税地)」の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。
 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。